

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第5号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和5年8月28日）  
旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和5年8月28日乗車となるものから施行する。

令和5年7月19日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
綿貫 泰之

第16条の5の次に次を加える。

（日田彦山線添田・夜明間に係る乗車券類の取扱い）

第16条の6 日田彦山線添田・夜明間の一部又は全部の区間を乗車する旅客に対しては、乗車券類の発売を行わないものとする。

第156条第2号ハ中、「日田彦山線中城野・今山間」を「日田彦山線中城野・添田間」に改める。